

令和元年度の災害を踏まえた教訓と今後の対応

目次

1	県民への情報伝達	P1
	(1) 県ホームページ等による発信	P1
	(2) 外国人への情報伝達	P1
	(3) SNSの活用	P1
	(4) 氾濫発生情報の伝達	P1
	(5) 河川情報サイト	P1
	(6) 情報基盤整備	P1
2	県の初動対応	P2
	(1) 適時適切な初動対応	P2
	(2) 大規模災害時の市町からの情報収集	P2
3	災害リスク情報の周知	P3
	(1) 地先の安全度マップのバージョンアップとシンポジウムの開催	P3
	(2) 「地先の安全度マップ」の周知啓発	P3
	(3) 「地先の安全度マップ」の有効活用	P3
	(4) 「地先の安全度マップ」の効果的な活用方法	P3
	(5) 水害リスクの認知度	P3
	(6) 土砂災害警戒区域の指定	P4
	(7) 特定事業場に対する油等の流出に備えるための注意喚起	P4
	(8) 特定農業用ため池の指定	P4
	(9) 山地災害危険地区の指定	P4
4	避難行動	P5
	(1) 適切な避難行動について	P5
	(2) 避難情報発令による避難	P5
	(3) 計画規模を超える洪水	P5
5	要配慮者への対応	P6
	(1) 要配慮者利用施設の避難確保計画	P6
	(2) 災害時要配慮者の個別支援計画策定支援	P6
	(3) 福祉避難所の機能確保	P6
6	大規模停電等への対応	P7
	(1) ライフライン関係機関との連携	P7
	(2) ライフライン保全の推進体制	P7
	(3) 自立分散型エネルギーシステムの整備促進	P7
7	水道施設への影響	P8
	(1) 下水道施設の浸水対策	P8
	(2) 下水道施設の停電対策	P8
	(3) 水道施設の浸水対策	P9
	(4) 水道施設の停電対策	P9
8	災害廃棄物	P10
	(1) 市町の「災害廃棄物処理計画」策定支援	P10
	(2) 市町の仮置場の確保支援	P10
	(3) 災害廃棄物が一時に大量に発生した場合の対応	P10
9	各種産業への影響	P11
	(1) 中小企業BCP策定支援	P11
	(2) 農業用ハウスの対策	P11
	(3) 農業者等への栽培技術情報の提供	P11
	(4) 環境汚染リスク品目を扱う工場・事業所の建築制限	P11
	(5) 浸水に伴う環境汚染事故	P11
10	県立学校の安全対策	P12
	(1) 県立学校の避難・安全対策	P12
	(2) 学校の防災教育および防災対策について専門的立場からの連携	P12
11	その他	P13
	(1) 浸水警戒区域外の対策について	P13
	(2) 霞堤などを踏まえた治水計画の検討	P13
	(3) 宅地嵩上げ浸水対策促進事業の推進	P13

令和元年度の災害を踏まえた教訓と今後の対応

項目	課題となったこと、教訓など	本県の現状	今後の対応	その他	所管課
1 県民への情報伝達					
(1) 県ホームページ等による発信	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に県ホームページにアクセスが集中した場合にも支障なく稼働するよう対応が必要。 ・台風第19号接近時に県ホームページを確認しても、住民に必要な情報が掲載されておらず、県民の命を守るという県の姿勢が感じられないという指摘があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トップページへのアクセス集中によるサーバの負担を低減させるため、大規模災害時には特設のトップページに切り替えることとなっている。 ・ヤフーとの災害協定を締結し、コピーされたウェブサイトの設置によるアクセス集中の低減を図っている。 ・気象情報、避難情報、河川の氾濫の情報等については、防災情報システム等と連動した「滋賀県防災ポータル」により発信している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の特設トップページについて、アクセス集中によるサーバの負担がより軽減されるページ構成を検討する。 ・また、特設トップページに掲載する情報の具体的な内容や発信方法等について検討を行い、ニーズに対応した災害関連情報を分かりやすく掲載できるよう改善する。 ・県ホームページにおいて、災害時に緊急情報を発信する「滋賀県防災ポータル」への案内を充実・改善するなど、わかりやすい情報発信を工夫する。 		広報課 防災危機管理局
(2) 外国人への情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人に対して、災害情報等をわかる形で届けることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等が日本語で発信されていて、外国人に情報が届かない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部局等と連携し、県ホームページ等における、やさしい日本語や外国語による災害情報等の提供など外国人へのわかりやすい情報伝達に係る取組について検討する。 		国際課
(3) SNSの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ツイッターアカウント「長野県防災」による情報発信・情報収集が話題になった。 ・一方で、偽情報の流布や、古い情報の拡散による混乱も懸念されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、県公式ツイッター、フェイスブックなどのSNSにより、「しらしが」で配信される気象警報や避難情報等を中心に、迅速な情報発信に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他府県の取組事例などを参考に、平時における減災の情報発信や、県民目線の柔軟な情報発信、災害関連情報の収集、どのような情報が必要とされているかの把握など、12/21に開設したLINE新公式アカウントを含め、SNSの特性を活かした積極的な活用を検討する。 		広報課
(4) 氾濫発生情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年台風19号においては、氾濫発生情報が発表されていないことや越水・破堤の情報が迅速に伝わっていない課題があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位計や巡視等により収集した河川の氾濫や水位等の情報を、滋賀県土木防災情報システムなどを通じ、県から関係機関へ伝達し、市町の防災行政無線などにより住民の方々に伝達されている。 ・別途、河川管理者から市町長等へは、洪水対応ホットラインにより、直接情報提供することとしている。 ・気象状況などに応じ段階的に水防体制を強化し対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同時多発的に氾濫等が発生した場合においても漏れや遅れが生じないように、今後、国などの検証を踏まえ、より一層の体制強化も含め対応を検討したい。 ・市町から住民への情報伝達に加え、今後は、しらせる滋賀情報サービス「しらしが」や、メディア等に伝達する「Lアラート」システムを充実することなどにより、情報伝達手段の更なる強化を図る。 ・確実に県民の避難行動につながるよう、今年度から運用している「警戒レベル」の周知等についても、ホームページやSNS、出前講座等あらゆる機会を通じて周知を図る。 		流域政策局
(5) 河川情報サイトの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・河川情報サイトへのアクセスが集中し、利用できない状況になった 	<ul style="list-style-type: none"> ・想定を越えるアクセス集中に対応するため、平成25年のアクセス集中対策前に比べて、最大70倍以上となる時間あたり100万アクセスでも支障のないシステムとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、国などの検証を踏まえ、必要に応じ、より一層の機能強化も含め対応を検討したい。 		流域政策局
(6) 情報基盤整備の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑かつ迅速な避難を促す情報基盤整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位計や防災カメラについては、平成29年度までに、水位計84箇所、防災カメラ32箇所を整備した。 ・平成30年度からは、避難判断のための情報がきめ細かく提供できるよう、3か年で新たに水位計40箇所、防災カメラ21箇所の整備を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の台風19号を踏まえ、さらに増設を検討したい。 		流域政策局

項目	課題となったこと、教訓など	本県の現状	今後の対応	その他	所管課
2 県の初動対応					
(1) 適時適切な初動対応	<ul style="list-style-type: none"> ・台風第15号について、千葉県災害対策本部の設置は大規模停電発生の翌日の9月10日。 ・県から市町への職員派遣は、3日経過後の9月12日以降。 ・発生前後の知事の行動に批判。 	<ul style="list-style-type: none"> ・台風接近時等、災害発生が見込まれる際には、災害対策本部の設置など今後の災害対応にかかるタイムラインを作成して庁内で共有し、適時適切な初動対応に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常に最悪の事態を想定し、空振りを恐れることなく先手の対応を行うことについて、日頃から周知徹底していく。 ・岡山県で平成30年7月豪雨の検証を踏まえて設置された「総合統制グループ」などを参考に、戦略的な災害対応のための機能強化について検討する。 		防災危機管理局
(2) 大規模災害時の市町からの情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県における台風第15号対応において、防災情報システムがうまく機能しないなど、被害状況の把握が十分されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町が災害対応等で混乱し、適時・的確な情報提供が困難な場合は、県から市町へ情報連絡員を派遣するほか、随時電話で状況を確認するなど、積極的な情報収集を行っている。 ・*情報連絡員の派遣…市町に災害警戒本部等が設置された場合に派遣することを基本とし、あらかじめ市町と調整。 ・*派遣実績 平成29年度…のべ26人 台風第5号(栗東市、甲賀市、長浜市、米原市、高島市) 台風第18号(大津市、栗東市、甲賀市、長浜市、米原市、高島市) 台風第21号(大津市、栗東市、甲賀市、東近江市、日野町、竜王町、長浜市、米原市、高島市) 平成30年度…のべ26人 7月豪雨(大津市、愛荘町、長浜市、米原市) 台風第12号(甲賀市) 台風第20号(甲賀市) 台風第21号(東近江市、彦根市、高島市) 台風第24号(彦根市、甲良町、長浜市、米原市、高島市) 令和元年度…現在のところ実績なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡員派遣先の停電も想定し、発電機等災害時の情報収集に必要な資機材の充実を図る。 		防災危機管理局

項目	課題となったこと、教訓など	本県の現状	今後の対応	その他	所管課
3 災害リスク情報の周知					
(1) 地先の安全度マップのバージョンアップとシンポジウムの開催	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年台風第19号では、水害リスクマップと浸水の実態が一致しているにも関わらず、リスク情報を知らなかったり、どのような避難行動をとったらよいかわからない人が多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の災害を受け「地先の安全度マップ（水害リスクマップ）」を皆さんに知っていただくため県のホームページのトップにバナーを設けワンクリックで表示できるよう改良した。 併せて、市町が家庭に配布している「洪水（防災）ハザードマップ」へのリンクもホームページのトップの「重要なお知らせ」に掲載した。 12/16に災害広報シンポジウムを開催し、LINE社によるAIチャットボットを活用した国の取組の基調講演や、真に県民に届く防災情報伝達についてのパネルディスカッションを実施し、広く県民に周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> リスクを知ったうえで、どのような行動をすればよいか、判断の目安としていただくため、「地先の安全度マップ」について、避難行動に関する情報表示の追加を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地先の安全度マップへのワンクリックバナー、市町洪水ハザードマップへのリンク集については、平成元年10月21日の定例記者会見で発表 マップは防災情報マップ内にあるため防災危機管理局と調整のうえ改良を進める。 	広報課 防災危機管理局 流域政策局
(2) 「地先の安全度マップ」の周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ浸水深を知っていれば、早めの避難行動がとれていた。来年の出水期までにあらゆる手段を尽くして地先の安全度マップの効果的な周知啓発が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 広く県民に御覧いただけるよう、県のホームページのトップページから閲覧できるようにしているほか、自治会、学校、消防関係者などを対象にマップを用いた出前講座を行い、周知啓発に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、来年の出水期までの効果的な時期に、ホームページへのトピックスの掲載、マスコミを通じた情報提供、ネットメディアを活用した出前講座の動画配信など、様々な手段を用いて効果的な周知啓発に取り組む。 特に、浸水リスクの著しい50の地区につきましては、個別に「地先の安全度マップ」を用いて水害リスク情報を説明することとしており、昨年度までに40地区で説明を終え、今年度内には、すべての地区で完了する予定であり、引き続き、こういった周知啓発に努める。 		流域政策局
(3) 「地先の安全度マップ」の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 「地先の安全度マップ」を読み解くことで、その地域起る洪水の要因、危険箇所などをリアルに理解できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 人命にかかわる浸水リスクの著しい地区においては、適切な避難行動に結びつくよう、市町と連携し、マップを用いて浸水リスクの説明を行い、避難場所や避難経路の設定を含む避難計画の作成を支援するとともに、避難訓練に活用いただいている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、氾濫シミュレーションの時間経過とともにどのように浸水が進むのかわかるデータを併せて説明することにより、災害による被害をよりリアルに理解してもらえるよう努める。 		流域政策局
(4) 「地先の安全度マップ」の効果的な活用方法	<ul style="list-style-type: none"> 今回のような大雨が、もし滋賀県に降ったらどうなるのか、どうすればいいのか、私たち一人ひとりが身近な水害リスクをまず知ることが大切である。 	<ul style="list-style-type: none"> 広く県民に御覧いただけるよう、県ホームページに掲載しているほか、自治会、学校、消防関係者などを対象に出前講座を行っており、昨年度は、56回実施し、約2,900人にご参加いただいた。 特に、浸水リスクの著しい50地区につきましては、個別にマップを用いて水害リスク情報を説明することとしており、昨年度までに40地区で説明を終え、今年度内には、すべての地区で完了する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 地先の安全度マップは、市町のハザードマップ作成のほか、各地区における避難場所や避難経路の設定を含む避難計画作成の基礎資料として活用いただいているところであり、県民の確実な避難行動に役立てていただきたい。 		流域政策局
(5) 水害リスクの認知度向上	<ul style="list-style-type: none"> 県政モニターアンケートにおいて、自宅の水害等のリスクを確認した方は約7割であり、認知度が十分でない 	<ul style="list-style-type: none"> 水防法に基づく「洪水浸水想定区域図」や内水氾濫を考慮した「地先の安全度マップ」の浸水リスク情報を広く県民にご覧いただけるよう、県ホームページに掲載しているほか、自治会、学校、消防関係者などを対象に出前講座を行い、周知を図っている。 特に、浸水リスクの著しい50地区につきましては、個別に「地先の安全度マップ」を用いて水害リスク情報を説明することとしており、昨年度までに40地区で説明を終え、今年度内には、すべての地区で完了する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町と連携し、リスク情報の認知度が向上するよう、より一層出前講座等に取り組む。 		流域政策局

項目	課題となったこと、教訓など	本県の現状	今後の対応	その他	所管課
(6) 土砂災害警戒区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚化する自然災害から尊い人命を守るため、災害リスクの周知と避難情報の伝達の重要性が改めて指摘されている。平成27年の改正土砂災害防止法により、都道府県においては、「土砂災害警戒区域」等の指定を一層推進することが求められている。 ・令和元年台風第19号で土砂災害が相次いだ他県の例では、指定作業の遅れも指摘されているところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内には、土砂災害のおそれがある場所が約7,000箇所あり、順次調査を行い「土砂災害警戒区域」等の指定を進めている。 ・平成30年度末までに、「土砂災害警戒区域」等5,728か所を指定済み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度中に、全箇所の調査と結果の公表を完了するとともに、令和2年度に「土砂災害警戒区域」等の指定の完了を目指し、残り約1,300か所の基礎調査に全力を挙げて取り組んでいるところ。 ・オープンハウス方式の説明会などにより住民の理解を得ながら区域指定を進め、地域の災害リスク情報の周知を図る。 		砂防課
(7) 特定事業場に対する油等の流出に備えるための注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業場に対して、自らの事業地の浸水リスクを認識していただくとともに、浸水被害による油類や有害物質等の流出リスクおよび防止対策の必要性等について、周知をはかる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年10月、台風21号の影響により、竜王町において特定事業場が浸水し、大量の油が流出したことなどにより大きな被害があったことから、浸水リスクについて、注意喚起の周知を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全団体の行う研修会等にて周知 ・県のホームページに災害リスク対応についての注意喚起を掲載（平成30年3月） ・県が所管する特定事業場等へ通知（平成30年6月、1436通、令和元年9月、1533通） ・環境事務所が実施する特定事業場等への立入調査（年間約200工場）において、適宜、浸水リスク対応について注意喚起を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場立入調査において、浸水リスクについての注意喚起を引き続き行う。 ・環境保全団体の行う研修会や事業者との意見交換の場等において、自然災害による浸水リスクおよびその備えについて、適宜、注意喚起を行う。 ・県が監視する特定事業場等に対し、気象状況等も踏まえ、適宜、浸水リスクについて注意喚起に努める。 		環境政策課
(8) 特定農業用ため池の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本を襲った台風19号では、12箇所の防災重点ため池が決壊 ・平成30年7月の西日本豪雨では、広島県を中心に32箇所のため池が決壊し、人的被害も発生 ・決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池を事前に周知しておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年11月に国から防災重点ため池の新たな選定基準が示された。（「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」） ・本県では、令和元年5月に450箇所のため池を防災重点ため池に再選定した。 ・現在、各市町において、ため池ごとのハザードマップを作成しているところ。 （作成状況）平成30年度末（累計） 225箇所 令和元年度末見込（累計） 285箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年7月に施行された「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、本年度中に防災重点ため池を特定農業用ため池（行政管理を除く）に指定し、ため池の適正な管理と防災・減災対策を推進していく。 ・また、ため池マップやため池データベースなどの情報について、ホームページ等で公表していく。 ・ため池ハザードマップの作成や活用について、引き続き市町を支援する。 		農村振興課
(9) 山地災害危険地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、台風等による集中豪雨等で、山地に起因する土砂災害が多発し被害が甚大化する中、人家や道路、学校等の公共施設などに直接被害がおよぶおそれがある地区を周知することの重要性が改めて指摘されている。 ・山地災害の発生の危険性の高い地区を「山地災害危険地区」として事前に周知しておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度末までに、「山地災害危険地区」2,330か所を指定済み。 ・地域防災計画に山地災害危険地区を掲載しているところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害危険地区等の災害発生のおそれがある箇所については、現状を十分把握し関係機関との緊密な連携の下に防災減災対策を推進していく。 ・危険地区のデータベースなどの情報について、市町と共有するとともに県のホームページで公表していく。 		森林保全課

項目	課題となったこと、教訓など	本県の現状	今後の対応	その他	所管課
4 避難行動					
(1) 適切な避難行動について	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報が発表されていても避難せずに被害にあう事例があった。 自家用車で避難中に被害にあう事例があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 「避難行動」とは、災害から命を守るための行動であると認識。 具体的な避難行動に当たっては、 <ol style="list-style-type: none"> あらかじめ指定された指定避難場所への避難のほか 安全な親戚や友人の家への移動や、 近隣の高い建物等への移動、 屋外で移動することが危険な場合には屋内に留まって安全を確保する といったことなど、状況に応じて各人が自らの判断で行動することが大事。 そのため、災害時には、市町をはじめ行政は、警戒レベルを用いた避難勧告や避難指示など、住民自らが避難行動の判断ができるための情報提供に努めるとともに、 平時から、住民の方々には、例えば、「激しい降雨時には河川に近づかない」といったことや、「避難勧告が出されなくても、自らの身は自分で守るという考え方のもとに、身の危険を感じたら躊躇なく自主的に避難する」といった避難行動の原則を周知する必要があると考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座、防災カフェ、各種研修、県HPやSNSを活用した広報啓発、防災教育等、あらゆる機会をとらえ、県民一人ひとりの防災意識の向上に引き続き取り組む。 		防災危機管理局
(2) 声掛けリーダーの育成支援	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報が発令されても避難しない方が少なくなかった 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会、学校、消防関係者などを対象に出前講座を行っているほか、特に、浸水リスクの著しい地区につきましては、個別に避難計画の作成支援等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町と連携し、住民の確実な避難行動に結びつくよう、地域において避難を呼びかける声掛けリーダーの育成などに努める。 		流域政策局
(3) 計画規模を超える洪水への対応	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化にともない、計画規模以上の降雨によりあふれることとなり、その場合の対策を考える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 流域治水の「ながす」「ためる」「とどめる」「そなえる」対策のうち、計画規模を超える洪水に対しては、水害に「そなえる」対策、被害を最小限に「とどめる」対策に取り組むことが重要である。 水害に「そなえる」対策では、県民が確実に避難していただけるよう、水害リスク情報の周知・啓発や避難計画の作成支援、防災訓練、適切な防災情報の発信などを行っている。 被害を最小限に「とどめる」対策では、県民に安全な住まい方をしていただけるよう、例えば、浸水リスクが著しく高い地区を浸水警戒区域に指定し、建築規制や宅地かさ上げの支援を行うこととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 近年の雨の降り方を踏まえ、こうした命を守る取組を一層強化する。 		流域政策局

項目	課題となったこと、教訓など	本県の現状	今後の対応	その他	所管課
5 要配慮者への対応					
(1) 要配慮者利用施設の避難確保計画	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年台風第10号による高齢者施設の被災を契機として水防法等が改正され、市町の地域防災計画に定める要配慮者利用施設の管理者には、避難確保計画の作成が義務付けられた。 令和元年台風第19号では、避難確保計画に基づく避難訓練など事前の準備により、土石流から全員が難を逃れた施設の事例も他県で報告されており、改めて、各施設における日頃からの備えが急がれるところ。 	<ul style="list-style-type: none"> 水防法および土砂災害防止法の規定により避難確保計画の作成を要する市町地域防災計画上の要配慮者利用施設は、県内にそれぞれ683施設および119施設あり、このうち避難確保計画を策定済みの施設は、それぞれ99施設(14.5%)および21施設(17.6%)。 平成30年度に設置した圏域ごとの「大規模氾濫減災協議会」において、令和3年度の計画作成100%を目標とすることを共有している。 	<ul style="list-style-type: none"> 取組をより一層進めるため、12/19に県および市町の防災、健康福祉、教育、土木部局が情報共有する会議の場を持った。 該当施設の監査時には計画の作成状況を確認し、市町から共有された情報に基づき、当該施設の具体的な課題を踏まえて指導する。 現在、水害に係るモデル施設として4施設を選定し、計画作成、避難訓練に取り組んでいるところであり、この取組が他の施設の雛型になることから、スピード感をもって進める。 土砂災害に係る施設については、警戒区域指定における住民説明の場や個別訪問等により、計画作成の義務について説明しているが、今後、未策定の施設に対して、関係機関が連携の上、計画作成を促す。 		流域政策局 砂防課 防災危機管理局 健康福祉政策課 教育委員会
(2) 災害時要配慮者の個別支援計画策定支援	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年の東日本大震災では、高齢者の犠牲者が6割を占めたほか障害者の死亡率は被災住民全体の約2倍弱になるなど、健常者と比べてより多くの方が犠牲になったことから、避難行動要支援者（要配慮者のうち避難の確保に特に支援を要する者）の避難支援対策は大きな課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内の災害時避難行動要支援者名簿に記載、または記録された避難行動要支援者の数は、9万2千人である。このうち平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供している者の数は、3万2千人となっている。 各市町によって個別計画の策定を行っているが、要支援者の個々の事情を考慮した実効性のある計画の策定は進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> 平時より災害時における要配慮者の個別支援計画の策定を支援するため、学識者、県と市町社会福祉協議会、福祉専門職、県と市町防災・福祉部局による検討会を実施し、別府市や兵庫県等の取組事例を参考に滋賀モデルの構築し要配慮者の個別支援計画の策定を支援していく。 		防災危機管理局
(3) 福祉避難所の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> 台風第19号にともなう水害では、社会福祉施設が浸水し、福祉避難所として機能しなかったことが課題となった。(10.27NHKニュースなど) 災害発生時に福祉避難所を円滑に運営できるよう、平時からの備えが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所は各市町が計484か所を確保 指定福祉避難所数 129か所 (R1.6.12現在：防災危機管理局調べ) 協定による福祉避難所（いわゆる福祉避難所） 355か所 (H30.11.1健康福祉政策課調べ) 上記の指定等にあたっては市町が災害リスクを踏まえて確保していると認識している。 県としては、参考として、県内全域の社会福祉施設等の浸水リスク分析資料（施設所在地と浸水予測地域を重ね合わせた情報等）を作成し、市町に提供している。(H29.12) 	<ul style="list-style-type: none"> 県から市町に対して照会している福祉避難所に関する調査に項目を追加し、浸水リスクへの対応について確認する予定。 浸水リスク等さまざまな要素のある中で、福祉避難所を円滑に運営するためには平常時からの訓練が必要であり、福祉避難所訓練の情報を共有する等により、市町の取り組みを支援していく。 なお、福祉避難所が十分に機能するためには、一般避難所でも要配慮者が生活できるよう配慮する必要があり、一般避難所等の環境整備や要配慮者の生活支援を行う災害派遣福祉チーム (DWAT:Disaster Welfare Assistance Team) の編成が全国的に進められている。本県においても、年度内の体制整備に向け、検討部会を設置し、チームの活動内容、編成、派遣方法等を検討するとともに、関係団体との協定の締結、研修の開催などに取り組んでいるところ。 		健康福祉政策課

項目	課題となったこと、教訓など	本県の現状	今後の対応	その他	所管課
6 大規模停電等への対応					
(1) ライフライン保全の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・台風第15号の影響で、千葉県を中心に大規模な停電が発生。 ・台風の影響による停電について、倒木により復旧作業が難航し、停電が長期化した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年の台風第21号の教訓を踏まえ、関西電力とともに、次のように連絡体制、連携・協力体制を見直したところ。 ＊県と関西電力を結ぶ専用電話の開設や、関西電力から県への情報連絡員の派遣などにより、確実に情報連絡を行う ＊孤立集落の解消など、県・市町と関西電力が復旧の優先度を調整し、円滑な復旧を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県が関西電力およびNTT西日本と締結している、災害時における停電・通信障害の早期復旧にかかる協定を踏まえ、関西広域連合と関西電力との間で包括的に協定を締結できないか、検討・協議を進めているところ。 (和歌山県の協定は、関西電力が対応できない樹木伐採について県が実施する等の踏み込んだ内容) ・本県においても、関西広域連合の包括協定の検討状況を見ながら、足りないところや細部について、どういった協定が締結できるか検討していく。 ・また、市町と一体となったより一層の対策のため、電気・通信などの事業者と、県・市町が参画するライフライン保全のための検討会議を新たに設置し、災害に備えた事前対策や応急復旧のあり方について、検討・調整するため継続して会議（第1回会議12月24日実施）を開催していく。 		防災危機管理局
(2) ライフライン保全の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木による道路や送配電等のライフラインへの被害リスクを軽減するための予防伐採については、森林所有者や地元との合意形成、危険木の判断基準、費用負担などの課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・林野庁は令和2年度予算概算要求で重要インフラ（道路、鉄道、送配電）の施設周辺の風倒木等による施設被害を未然防止するため、風倒等の懸念のある森林に対して行う森林整備の支援を新規事業として予定している。 ・国（林野庁）の動向や他県の取組等の情報収集を行い、予算が付くよう国に対して要望していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、これらの課題に対して、県、市町、電気事業者、通信事業者等が連携し、場所の選定や伐採する木の判断基準等を整理したうえで、モデル的に実施することを検討していきたい。 		森林保全課
(3) 自立分散型エネルギーシステムの整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・台風19号等の影響により、大規模停電・長期停電が発生した。 ・災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、生活・経済活動に必要最低限のエネルギーを確保するため、家庭や事業所等において、自立分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）の整備等を促進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年3月に策定した『しがエネルギービジョン』に基づき、エネルギーを「①減らす（省エネルギー・節電）」、「②創る（再生可能エネルギー）」、「③賢く使う（効率的活用）」といった基本方針の下、家庭や事業所等において省エネ・創エネ等の取組を推進している。 ・「スマート・エコハウス普及促進事業」として、家庭部門における創エネ・省エネ・スマート化を促進するため、太陽光発電・エネファーム・蓄電池等の導入に対して支援している。 ・「分散型エネルギーシステム導入加速化事業」として、中小企業者等による自立分散型エネルギーシステムの導入を促進するため、設備の導入に対して支援している（避難所となり得る福祉施設等は優遇）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における代替エネルギーの確保など防災対策を推進する観点からも、自立分散型エネルギーシステムの導入を、更に促進していくことが必要である。 ・引き続き、自立分散型エネルギーシステムの導入が促進するよう、県民向け・事業者向けセミナーやホームページの活用により、広報・周知を徹底していく。 ・特に災害時においては、太陽光発電パネルを設置されている場合に、停電時でも太陽光発電パネルの「自立運転機能」で電気を使うことができることを、あらためて周知する。 		エネルギー政策課

項目	課題となったこと、教訓など	本県の現状	今後の対応	その他	所管課
7 上下水道施設への影響					
(1) 下水道施設の浸水対策	<ul style="list-style-type: none"> 外水氾濫に対する下水道施設の対策（浸水対策）が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 汚水の流下機能を担い優先度の高い施設である中継ポンプ場の浸水対策を平成27年度から進めてきた。（20施設中17施設が対策工事済みもしくは対策不要。） 中継ポンプ場の浸水対策として、防水扉への改修、防水板の設置や、窓のかさ上げなどの既設建屋の改築工事を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理場においては4処理場のうち、高島浄化センターを除く3処理場で浸水のリスクがあり、浸水対策を行う必要がある。 処理場の敷地は広大かつ非常に多くの施設があり、すべての施設の浸水対策が現実的ではないため、被害を最小限にとどめ、早期復旧ができるよう、揚水施設や電力供給設備等の優先度の高い施設の対策から進める。 現在進めている中継ポンプ場の浸水対策を早急に行う。 想定浸水深の見直しが進められており、対策済み施設においても再精査を行い、必要な場合は追加対策を早急の実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の復旧活動を円滑に行うため、日本下水道管路管理業協会および全国上下水道コンサルタント協会との災害支援協定の締結を早急に進める。 なお、日本下水道事業団、滋賀県下水道管路維持協会、日本下水道施設業協会とは協定締結済み。 	下水道課
(2) 下水道施設の停電対策	<ul style="list-style-type: none"> 今年の台風15号や台風19号では、広範囲に長期間の停電が発生。 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化センターや中継ポンプ場には非常用発電設備を整備し、10時間以上運転可能な燃料を保管している。 マンホールポンプは可搬式発電機により対応。（令和元年度に東北部および高島処理区に可搬式発電機を追加配備済み） 災害時等に優先的に燃料を供給してもらえよう、県と石油連盟や県石油商業組合が締結している協定や覚書の対象施設に下水道施設を位置づけ。 	<ul style="list-style-type: none"> 長時間停電が継続する場合に備え、発電機の省燃料運転計画を検討する。 非常用発電機が長時間安定して運転できるよう、定期点検整備を計画的に実施する。 可搬式発電機を市町に貸し出しできるように、情報の共有を図る。 		下水道課

項目	課題となったこと、教訓など	本県の現状	今後の対応	その他	所管課
(3) 水道施設の浸水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・10月の台風19号では河川の氾濫などにより、関東や東北の複数の浄水場が浸水し設備が故障することで広範囲に長期間の断水が発生。 ・企業庁の上水道施設のうち3浄水場と2ポンプ場が浸水想定区域内にある。 ・台風19号では道路が損壊することなどによる水道管の被害も多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水などにより浄水場が被災した場合でも、他の浄水場から緊急的に送水ができるよう上水道の3浄水場を繋ぐ連絡管を整備済み。 吉川～水口浄水場間の連絡管：平成18年7月供用 吉川～馬淵浄水場間の連絡管：平成22年4月供用 ・既存の施設ごとの浸水対策は未実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度から工事を予定する吉川の新設浄水場（30,000m³/日）は、浸水に備え、敷地のかさ上げを行う予定。 ・他の施設についても浸水対策を行うこととし、今年度～令和2年度に設計、令和2年度～令和4年度に工事を予定。 浸水対策の方法としては電気設備等を納める建物内部への浸水を防ぐため、扉やシャッターを防水タイプへ交換するなどが考えられる。 今年度発注予定の業務により具体的な設計を行う予定。 ・水道管のうち耐震管はその特性から河川氾濫等による道路の損壊に対しても一定の効力があるものと考えており、今後も引き続き企業庁アセットマネジメント計画に基づき計画的に耐震管への更新を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域内など土砂災害の恐れのある場所には企業庁施設はない。 ・3浄水場を繋ぐ連絡管で送水できる水量は住民1人1日1000程度。なお1000は企業庁の平均給水量（約2000）の半量に相当。 ・管路の耐震化率35.0%（H30年度末）、全国39.3%（H29年度末） 管路の耐震化の完了はおおむねR37（2055年度） 	<p>企業庁</p>
(4) 水道施設の停電対策	<ul style="list-style-type: none"> ・今年の台風15号や台風19号では大規模停電により、広範囲に長期間の断水が発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な施設には非常用発電設備を整備し10時間程度の燃料を保管。 ・その他小規模施設は可搬式発電機により対応。 ・災害時等に優先的に燃料を供給してもらえるよう、県と石油連盟や県石油商業組合が締結している協定や覚書の対象施設に企業庁施設を位置づけ。 ・規模の大きい吉川浄水場と馬淵浄水場は電力を2回線で受電し停電リスクを低減。 ・1つの浄水場が停電等により送水できない場合でも、他の浄水場から緊急的に送水ができるよう上水道の3浄水場を繋ぐ連絡管を整備済み。 吉川～水口浄水場間の連絡管：平成18年7月供用 吉川～馬淵浄水場間の連絡管：平成22年4月供用 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年長期間に及ぶ停電が発生していることに鑑み、非常用発電設備の更新時に運転可能時間の長時間化を検討。 ・重油を使う非常用発電設備については、災害時であっても比較的入手が容易な軽油や灯油を使うタイプに順次更新する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3浄水場を繋ぐ連絡管で送水できる水量は住民1人1日1000程度。なお1000は企業庁の平均給水量（約2000）の半量に相当。 	<p>企業庁</p>

項目	課題となったこと、教訓など	本県の現状	今後の対応	その他	所管課
8 災害廃棄物					
(1) 市町の「災害廃棄物処理計画」策定支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物は一般廃棄物であることから、処理主体の市町は、発災時に迅速な対応が取れるよう平常時から処理の具体的な体制や方針等を定めた災害廃棄物処理計画を策定しておく必要がある。 ・当計画に関しては、地域差はあるものの、本県も含め未策定の市町村が多いことが今回の台風15号や19号による災害の発生を通じて明らかになったところ。 ・発災した際に、計画が策定されていないければ、初動対応等に遅れが生じるといったことが懸念される。 	<p><本県における災害廃棄物処理計画の策定状況> 計画策定済：大津市、彦根市、草津市、栗東市、高島市（5市） 今年度内策定予定：2市2町 来年度以降策定予定：10市町</p> <p><支援状況> 市町モデル計画の提示（H29実施済） 研修、情報提供等による支援（H29～） 市町、県、関係団体を対象とした図上訓練の実施（H30、R1実施済）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の計画策定状況を随時把握するとともに、未策定の団体に対し、「市町モデル計画」を活用した策定を促すため、研修会等を実施する。 		循環社会推進課
(2) 市町の仮置場の確保支援	<ul style="list-style-type: none"> ・台風第19号による被災地では、仮置場の開設が遅れ、被災住民が災害廃棄物を住宅近くの公園等に搬出するなどの勝手仮置場が多数発生した。こうした勝手仮置場に搬出された災害廃棄物は未分別であることが多く、悪臭、害虫の発生、粉じん等、周辺の公衆衛生の悪化を招くこととなる。 ・発災後に早期に仮置場を開設できるよう、平常時から必要想定面積の仮置場候補地を選定しておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年8月末現在で仮置場候補地を選定している市町は10市町（合計157箇所、約132ヘクタール）。 なお、必要想定面積の仮置場候補地を選定済みの市町は4市にとどまっている。 ・県は、市町の仮置場候補地の選定を支援するために、災害廃棄物の発生量推計を踏まえた必要面積等について情報提供を行っている。（H29実施済）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町に対し、災害廃棄物処理計画の速やかな策定および処理に必要な仮置場候補地の選定を一層促していく。 ・仮置場候補地選定を行った市町の先進事例の共有や、個別市町の要望に基づき県有地等に係る調整を行うなど、仮置場候補地の選定が早期に行われるよう支援を行う。 		循環社会推進課
(3) 災害廃棄物が一時に大量に発生した場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物は一般廃棄物であることから、一義的に被災市町が処理する必要がある。市町が単独で処理しきれない場合は、当該市町の支援要請に基づき、協定締結市町や県の調整によって県内市町等の協力を得て処理を行う。また、県内で処理しきれない場合は、国の地方環境事務所の調整による広域処理を行うこととなる。 ・台風第19号により膨大な量の災害廃棄物が発生した長野市などでは、市単独での処理が困難であることから、県および国の調整による広域処理を行っているところである。 ・発災時に迅速に災害廃棄物処理を行うため、平常時から市町、県、関係団体および国による連携体制を整えておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理に係る各主体の連携体制の向上を図るため、市町、県および協定締結団体を対象とした災害廃棄物処理に係る図上訓練を年1回実施している。 ・県域を越えた広域処理の連携体制の向上を図るため、環境省近畿および中部地方環境事務所が主催する災害廃棄物処理に係る情報伝達訓練に参加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、図上訓練を年1回実施するとともに、環境省が主催する情報伝達訓練への参加を促すなど、各主体の連携体制の向上に努める。 		循環社会推進課

項目	課題となったこと、教訓など	本県の現状	今後の対応	その他	所管課
9 各種産業への影響					
(1) 中小企業BCP策定支援	<ul style="list-style-type: none"> 近年、地震や風水害など、小規模事業者に甚大な影響を及ぼす大規模災害が相次ぎ、本年の台風第15号においては大規模・長期間に渡る停電が発生するなど、小規模事業者における事業継続のための取組が必要であるが、小規模事業者における災害への備えの取組は、一部にとどまっている状況にあり、県内企業のBCP策定状況は18%（帝国データバンク調査・令和元年5月）である。（全国15%） BCP策定の重要性が十分に浸透していない。 中小企業に策定に係るスキル・ノウハウの不足、策定作業の負担感がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本県では、平成24年度から毎年度BCP策定に向けた研修を開催し、延べ112社が参加し、うち20社が新たにBCPを策定した。 国においては、今年5月に「商工会および商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）」を改正（同年7月施行）し、商工会・商工会議所と市町が共同で、小規模事業者の防災・減災対策について支援するための計画（事業継続力強化支援計画）を作成し、都道府県知事が認定することとした。 本県においては、国の法改正を受け、「事業継続力強化支援計画の申請ガイドライン」を作成し、商工会・商工会議所および関係市町に向けた説明会を開催した。また、当該計画の策定を支援するため、商工会・商工会議所向けの補助金要綱を改正し、計画の策定および実行に係る費用を補助対象とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の大規模停電を踏まえた災害への備えの必要性を訴えるなど研修会の広報を工夫し、より多くの中小企業者等に参加いただくと共に、BCPの重要性を実感できる研修会を開催する。 小規模事業者支援法改正に伴い、商工会議所や商工会が市町と共同して策定する事業継続力強化支援計画を県として支援する中で、中小企業のBCP策定に向けた積極的な取組を促す。 事業継続力強化支援計画の策定は、義務ではなく、商工会・商工会議所の自主的な取組として行うこととなっているが、災害が頻発している現在において、事業者の減災対策を進めていくことは大変重要であり、県は策定を推進する考えに立ち、県内全ての商工会・商工会議所において策定されるよう対応していく。 		中小企業支援課
(2) 農業用ハウスの対策	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県では台風第15号により、園芸産地の農業用ハウスに甚大な被害が発生した。また、本県でも昨年の台風では同様に多くの農業用ハウスに被害が発生した。 農業経営を継続させるためにも被害を少なくし、また早期の復旧対策が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ①農業用ハウスの強風などに対する耐候性を維持・向上させるため、日常の保守管理の徹底および構造の補強の実施に向けて研修会の開催や技術指導を実施。 ②本県におけるセーフティネット制度への加入が低調であるため、加入率の向上が必要。 ・農業分野における主なセーフティネット制度 農業共済制度、農業収入保険、民間損害保険など ・本県の園芸施設共済（農業用ハウス等の災害補償制度） 加入率 平成29年度 37.9%(全国 50.6%) 平成30年度 43.4%(全国 50.2%) 	<ul style="list-style-type: none"> ①農業用ハウスの強化については生産者の取組をさらに促すため、継続して指導等を実施。 ②セーフティネット制度の加入促進に向けて、生産者を対象とした研修会や県機関が発行する情報誌などを通じて制度の周知に取り組み、加入率の向上を図る。 		農業経営課
(3) 農業者等への栽培技術情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 農業被害をできるだけ少なくするためには、生産者に対する技術対策の周知を迅速・広範に行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 事前対策として農業技術振興センターから施設点検や排水対策などの事前準備に関する技術情報を各農業農村振興事務所農産普及課を通じ各市町および各JAに発信し、生産者への周知を図っている。 また、各農産普及課では生産者に対し直接現地で技術指導を行うほか、Facebookを活用した技術情報の発信を行っている。 事後対策として各農産普及課内に相談窓口を設置するほか、普及指導員が必要に応じて農業用施設等を巡回し、個別に技術指導を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> より迅速で広範な情報伝達を行うため、「しらがLINE」などのSNSの更なる活用を行う。 		農業経営課
(4) 環境汚染リスク品目を扱う工場・事業所の建築制限	<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害による環境汚染事故が国内各地で発生しており、その対策が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 流域治水条例第14条において、住居の用に供する建築物または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校もしくは医療施設の用途に供する建築物に限定し、建築の制限を行うこととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> これらに該当しない工場や事業所に対しては、建築の制限はできない。 		流域政策局
(5) 浸水に伴う環境汚染事故の防止	<ul style="list-style-type: none"> 浸水に伴う環境汚染事故による被害を防止するため、事業者の責務に係る条例の改正をすべき 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水に伴う環境汚染事故は、浸水による直接の被害によるものではなく、二次被害に係るものであることから、その防止については、現在、流域治水条例において、事業者の責務の対象としていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 国や他の自治体の動向も注視し、他法令の状況も踏まえながら、今後、流域治水条例に位置付けることも含め、浸水に伴う環境汚染事故の予防についてどのように取り組むのか勉強したい。 		流域政策局

項目	課題となったこと、教訓など	本県の現状	今後の対応	その他	所管課
10 県立学校の安全対策					
(1) 県立学校の避難・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設は災害時に避難所となることもあり、県立学校のバリアフリー化や非常用設備の整備が必要。 浸水や土砂災害の危険のある地域に建てられている特別支援学校もあり、安全対策が必要。 学校運営面においても、台風や豪雨等風水害に備え、児童生徒の安全を守ることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校において、車いすの方への対応として簡易スロープの設置や、多目的トイレを各校に一つ以上設置するなど、施設のバリアフリー化を進めているところ。 空調設備整備において、非常用にガス供給が可能な方式の採用や、企業からの寄付による非常用発電機機の活用など、災害への対応を意識した設備の充実に努めているところ。 特に特別支援学校における避難経路のバリアフリー化については、エレベーターのほか避難用スロープ、滑り台などを設置。階段に取り付ける簡易スロープなどの即効性のある手法も今後研究する。 医療的ケアが必要な児童生徒については、人工呼吸器などの医療機器の電源確保が重要。バッテリーで一定時間稼働するので、その間にできるだけ早く安全に保護者に引き渡すことを基本にしつつ、関係各校にポータブル発電機を配備するなど万々に備えている。 水害の危険性が心配される立地にある学校も一部あり、整備段階においては造成時のかさ上げの実施、また、運用段階においては学校防災マニュアルに水害や土砂災害に対する項目を追記する等、平時から災害発生時の対応方策を検討し、避難訓練や研修等を実施するなど、安全確保に取り組んでいる。 災害の発生が予想される場合は、非常変災その他緊迫事態における非常措置として、警報レベルに応じて対応をマニュアル化しており、始業時間の繰り下げ、臨時休業、終業時間の繰り上げ等を行い、児童生徒の安全確保を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校の避難所指定や非常用設備の整備等については、市町の地域防災計画に基づき行われることから、今後は、所在地の市町と連携協力しながら、ソフト・ハード両面において、学校の安全対策に引き続き取り組んで参りたい。 		<p>教育総務課 高校教育課 特別支援教育課 保健体育課</p>
(2) 学校の防災教育および防災対策について専門的立場からの連携	<ul style="list-style-type: none"> 小学校高学年以上には、総合的な学習の時間を活用して、地域の災害特性や防災体制や防災体制について理解することが必要であり、防災学習を実践的・効果的なものとするためには、防災関連部局との連携が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災教育については、教育委員会と連携し、水害に関する出前講座を実施しているほか、申し出のあった小学校4校において毎年児童と一緒に浸水を踏まえた通学路の安全点検などを行っている。 防災対策につきましては、「水害や土砂災害を想定したマニュアル」の作成に参画するとともに、学校からの申し出に応じ、避難訓練に参加し適切な避難ができるよう助言するなどの取組を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後さらに、水害に関する防災教育や防災訓練を行う学校が増えるよう、教育委員会と連携し、例えば、水害リスクを理解し、適切な避難行動に結びつく教材や資料を作成し、社会科や総合的な学習の時間に活用していただくなど、学校教育の場での取組を深めたい。 		<p>流域政策局</p>

項目	課題となったこと、教訓など	本県の現状	今後の対応	その他	所管課
11 その他					
<p>(1) 浸水警戒区域外の対策について(治水条例の見直し)</p>	<p>・「浸水警戒区域」については、既存住宅に対して助成制度により安全な住まい方への誘導を促進しているが、区域外の住宅に対する助成制度はない。</p>	<p>・浸水警戒区域の指定については、リスクを周知した上で、住宅等に対し建築規制により制限を行うとともに、基準に合わない既存住宅については、宅地嵩上げ等に対する補助を行うことで、安全な住まい方への誘導を促進するもの。 ・このように、補助制度は区域指定を根拠としている。運用の変更により、指定区域外の地域に対して補助することについては考えていない。</p>	<p>・区域指定については、これまで40地区において取り組み、進め方のノウハウを蓄積したところであり、そのうち2地区で指定を行ったところ。 ・今後は、これまでの取組のノウハウ等を活かし、スピード感を持って区域指定の拡大を図り、補助制度を活用いただけるよう努めたい。</p>		<p>流域政策局</p>
<p>(2) 霞堤などを踏まえた治水計画の検討</p>	<p>・先人の知恵でもある霞堤などの機能を、現代の科学的知見を活かして再検証する必要がある。</p>	<p>・霞堤、二線堤などが存在するか、治水機能を有しているか、現状等を調査している。</p>	<p>・河川改修、放水路整備、ダム整備など様々な対策の検討と合わせ、必要に応じ、霞堤等の治水上の役割や効果等を再評価し、現状の土地利用と整合を図りながら、機能の復元・維持や整備も含めてしっかりと検討する。</p>		<p>流域政策局</p>
<p>(3) 宅地嵩上げ浸水対策促進事業をさらに推進</p>	<p>・豪雨災害から県民の命を守るために、流域治水政策における宅地の嵩上げを、さらに積極的に推進する必要がある。</p>	<p>・流域治水施策の「とどめる」対策として、人命にかかわる浸水リスクの高い地区において、安全な住まい方をしていただけるよう、出前講座の実施や避難計画の作成支援を進めるとともに、浸水警戒区域を指定し、宅地かさ上げなどの支援事業を行うこととしている。 ・現在、40地区において取り組み、進め方のノウハウを蓄積してきたところであり、そのうち2地区においては浸水警戒区域の指定を行ったところ。</p>	<p>・宅地嵩上げ浸水対策促進事業は、浸水警戒区域内を対象としているため、まずは、これまでの取り組みのノウハウを活かし、リスク情報を理解いただき、区域指定の拡大に努めることが肝要であると考えている。 ・併せて、今はこの支援事業の対象を広げ、こういった支援事業を活用した取組が行われるよう、事業の周知啓発に力をいれたい。</p>		<p>流域政策局</p>